

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 14 日現在

機関番号：34431

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010年度～2012年度

課題番号：22530652

 研究課題名（和文） 身体障害者の社会参加を促進する法の実効性を阻害する
心理・社会的メカニズムの検討

 研究課題名（英文） The study on psychological and social mechanism disturbing the
effectiveness of law to facilitate the social participation of
people with disabilities.

研究代表者

松中 久美子（MATSUNAKA KUMIKO）

関西福祉科学大学・健康福祉学部・講師

研究者番号：90368457

研究成果の概要（和文）：一般成人 3,000 人、住宅管理業者 128 件、法的に職場受け入れ義務を負う施設・事業所 1614 件を対象に補助犬法の周知度を尋ねた。すべての対象者において、法の内容はほとんど知られていなかった。一般成人においては、法についての知識または関連知識があるほど補助犬との共存意識が高かった。補助犬使用者に対して、住宅居住者としての受け入れは限られており、職場受け入れもほとんど進んでいないことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：Questionnaire survey was conducted to ascertain the extent of the knowledge of law concerning assistance dogs for physically disabled persons and related matters toward 3000 general adults, 128 housing companies, and owners which are obliged to allow people with a physical impairment accompanying an assistance dog to enter the workplace. Majority of the respondents did not know the law. The more general adults knew about the law and relating knowledge, the higher their consciousness of symbiosis with the dogs were. Results indicate that the acceptance of assistance dog users as residents was limited and they are seldom accepted in the workplace.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
2012 年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会福祉間帰依、身体障害者補助犬、法周知、職場受け入れ、住居受け入れ

1. 研究開始当初の背景

（1）身体障害者補助犬法にまつわる国内・国外の現状

①現在、補助犬の社会における受け入れは十分とは言えず、受け入れの義務を負う事業所等における受け入れ拒否の報告がなされて

いる（Matsunaka & Koda, 2008）。補助犬法は補助犬同伴の身体障害者における社会へのアクセス保障のため、国などの公共法人が管理する施設、鉄道・バス・タクシーなどの交通機関とその関連施設、不特定かつ多数のものが利用する民間施設に対し、補助犬同伴

の身体障害者受け入れ義務を課している。

②2007年の補助犬法一部改正に伴い、補助犬使用者の職場である事業所が補助犬の同伴を受け入れることが、2008年10月より義務化された。しかし、住居施設での受け入れは義務化されておらず、「努力義務」にとどまっている。

③欧米諸国では愛玩犬としての犬との共存が一般の生活に浸透しており、交通機関や飲食店の一部にさえ犬同伴の利用者が見受けられる。また、補助犬法関連については、アメリカのADAのように罰則が設けられている国もあり、一般に対して補助犬受け入れの必要性をより明確に示す役割を果たしている。

2) 補助犬法に関するこれまでの調査結果
当研究代表者と共同研究者は補助犬受け入れが実際にどのように社会に浸透しているかの現状を検討するため、補助犬法施行1年後の2004年、受け入れ側の施設、補助犬使用者（以下、使用者とする）、一般施設利用者の3者を対象に、補助犬法に関する周知度と補助犬受け入れ状況について調査を行った。その結果の概要は、以下の通りであった。

①受け入れ側施設・・・47都道府県17業種を対象とし調査を行った結果、法律の内容まで知っているのは3割未満、補助犬を「受け入れている」のは約半数に過ぎなかった(甲田・松中, 2008)。

②使用者・・・使用者を対象に補助犬受け入れ状況を尋ねた結果、飲食店、タクシー、旅館、ホテル、病院の順に多く、受け入れ拒否の経験があったことが明らかとなった。また、視覚障害者を対象に、補助犬使用者と非使用者の歩行時ストレスを比較した結果、使用者のストレスの方が高いという結果が得られた(Matsunaka & Koda, 2008.)。

③一般施設利用者・・・補助犬法の「名前のみ知っている」人が約4割、「内容も知っている」人は1割未満しかおらず、一般における法周知は不十分であった。受け入れ義務を負う21施設それぞれについて、補助犬が居ることに対する賛否をたずねたところ、受け入れ派は約4割に過ぎず、施設によっては「賛成」を示した中間派が約半数を占めた(松中・甲田, 2008)。

2. 研究の目的

社会における補助犬受け入れを阻害する要因とそのメカニズムを明らかにすることを目的とする。

(1) 具体的には職場として補助犬の同伴受け入れ義務を負う事業所における補助犬を受け入れの現状と、受け入れの際の問題点を明らかにする。また受け入れていない事業所については、その理由と予測される問題点を

明らかにし、職場での補助犬受け入れを促進するために必要な具体策を検討する。同様に、住居施設での受け入れについても検討する。

(2) 一般成人を対象に、補助犬法の周知度、および受け入れの努力義務のみを負う集合住宅を含む各種施設における補助犬との共存意識について尋ね、法知識および補助犬関連知識と共存意識との関連について調べることが目的として調査を行った。23の施設における回答(1.“利用したくない”～5.“全く気にしない”)を0点～4点に置き換え、合計したものを共存意識得点として算出した。

3. 研究の方法

(1) 職場受け入れ

全国の23業種、合計6062施設に対して郵送法により無記名の質問紙調査を行った。対象となった業種はホテル、旅館、病院、医院、飲食店、遊園地、劇場・映画館、コンサートホール、デパート、スーパー、コンビニエンス・ストア、小売店、教育機関、航空会社、鉄道、バス、タクシー、製造業、情報通信、運輸・物流、卸し、金融・保険業であった。取り上げた施設は、全て法的に職場受け入れ義務を負う業界であった。質問内容は法律と補助犬および補助犬への接し方についての知識の有無、職場としての補助犬受け入れの有無、受け入れ時の問題点、今後受け入れに必要なと思われる事柄について、今後の補助犬使用者雇用の可能性についてであった。

(2) 住宅受け入れ

住宅管理を行う業者を全47都道府県より、それぞれ最大10件までをインターネット電話帳より抽出し、計469件宛に無記名の質問紙調査を行った。調査内容は、法律と補助犬及び補助犬への接し方についての知識の有無、居住者としての補助犬使用者の受け入れの有無、受け入れ時の問題点、今後の受け入れに必要な事柄について、今後の補助犬使用者の居住者としての受け入れの可能性についてであった。

(3) 一般施設利用者

全国の20～60歳代の男女、計3000名(各年代、性別に各300名ずつ)を対象に行った。対象者はいずれもインターネット調査会社に登録された人であり、質問項目等の送付と回収はすべて当該会社を介して行った。質問項目は、補助犬法についての知識(“名称も内容も知っている”, “名称のみ知っている”, “名称も内容もしらない”の3件法)と補助犬の役割に関する知識(“よく知っている”～“全然しらない”の4件法), 集合住宅および法的に受け入れ義務を負う25業種の施設を利用する際に補助犬が居た場合の意識(“利用したくない”～“まったく気にしない”の5件法)についてであった。

また、補助犬法についての説明の後、補助犬受け入れの義務化についての賛否を、1.施設利用者として、2.事業所の従業員として、3集合住宅の隣人として、いずれも5件法(1.反対～5.賛成)により回答させた。

4. 研究成果

(1) 職場受け入れ

補助犬法について、“内容も知っている”のは13.1%、“名称のみ知っている”のは40.1%、“名称も内容も知らない”のは44.9%と最も高かった。職場として補助犬を受け入れているのは3件のみであった。補助犬法についてよく知っているほど、将来の補助犬使用者雇用に積極的であることが示された。また、盲導犬、聴導犬、介助犬それぞれについての知識と職場としての受け入れ対応についての知識、補助犬の排泄のさせ方についての知識の程度を合わせて補助犬関連知識とし、同様に雇用可能性との関係について検討を行なった結果、補助犬関連知識があるほど、将来の補助犬使用者雇用に積極的であることが示された。

(2) 住宅受け入れ

住宅業者において、補助犬法はほとんど知られておらず、補助犬使用者の受け入れも非常に限られていることが明らかとなった。非受け入れ派の最大の理由は設備の改善だが、費用の面で実現困難とみなされている可能性が考えられる。また、受け入れ可否にかかわらず、他の住民への説明方法に関する情報の必要性が高いことも示された。

(3) 一般施設利用者

法周知度に関しては、“知らない”が64%、“名称のみ知っている”が29%、“内容も知っている”が7%であった。全体としての法周知度は低く、名称さえ知らない人が過半数を占めている。法周知度と共存意識との関連を調べるため、共存意識得点の平均値を基準に全対象者を高・低2群に分け、法周知度別に各群の割合を比較した(図1)。その結果、補助犬法についてよく知っているほど共存意識が高いことが示された。補助犬接し方知識の程度と共存意識との関連を調べるため、関連知識の程度別に各群の割合を算出した(図2)。その結果、補助犬への接し方をよく知っているほど、共存意識が高い人が多かった。

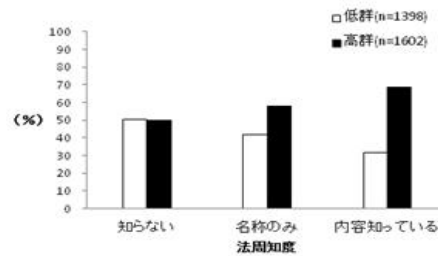


図1 法周知度と共存意識

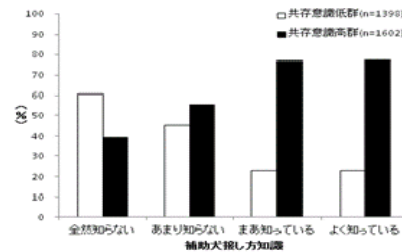


図2 補助犬接し方知識と共存意識

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

Matsunaka, K. & Koda, N., Japanese business organisations: level of familiarity with Assistance Dog legislation and acceptance of Assistance dogs in the workplace. *Anthrozoos*, 査読有り, 26(4), 2013, ページは未定.

[学会発表] (計4件)

- ① 松中久美子、一般成人における身体障害者補助犬法の周知度と補助犬の受け入れ-性差と年齢差-、日本身体障害者補助犬学会、2012年10月28日、ソリオホール
- ② 松中久美子、身体障害者補助犬の受け入れ義務化に関する賛否の性差・年代差・地域差、日本社会福祉学会、2012年10月21日、関西学院大学
- ③ 松中久美子、住宅業者における身体障害者補助犬法の周知と補助犬受け入れ、日本社会心理学会、2011年9月18日、名古屋大学
- ④ 松中久美子、身体障害者補助犬法の周知と職場における補助犬の受け入れ、日本心理学会、2011年9月16日、日本大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松中 久美子 (MATSUNAKA KUMIKO)
関西福祉科学大学・健康福祉学部・講師
研究者番号：90368457

(2) 研究分担者

甲田 菜穂子 (KODA NAOKO)
東京農工大学・大学院農学研究院・
准教授
研究者番号：90368415